

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 施設導入 / 機械購入
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 法人 / 任意団体	

事業名		強い農業づくり等産地条件整備事業（国庫・継続） 【強い農業づくり総合支援交付金】															
アピールポイント		土地利用型作物・野菜・畑作物・果樹等の生産体制整備のための共同利用施設が整備できる。															
事業の趣旨	地域農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による産地の基幹施設（集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設など）の整備を支援し、産地の収益力強化を図る。		予算額(千円)		—												
			内訳	国	—												
				県	—												
				その他	—												
事業の内容等	1 産地基幹施設整備 （１）農産物処理加工施設 （２）集出荷貯蔵施設 （３）生産技術高度化施設 等 《事業実施主体》 県、市町村、農協、営農集団 等		補助率	標準事業費													
			1 / 2 以内ほか	—													
【採択要件】 1 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む）の常時従事者（原則年間150日以上）が、5名以上であること。 2 成果目標の基準を満たしていること（ポイントとして反映）。 なお、みどりの食料システム法に基づきみどり認定を受けている場合、受益者に占める計画認定を受けている者の割合に応じてポイントを加算できる。 3 施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（費用対効果において投資効率が1以上となること）。 4 施設の整備の総事業費が、原則として5千万円以上であること。 5 事業実施地区の対象作物の作付面積が、おおむね次に掲げる規模以上であること。等																	
<table><tr><td>稲</td><td>50ha（中山間地域等 10ha）</td><td>露地野菜</td><td>10ha（中山間地域等 5ha）</td></tr><tr><td>麦</td><td>30ha（" 10ha）</td><td>施設野菜</td><td>5ha（" 3ha）</td></tr><tr><td>大豆</td><td>20ha（" 10ha）</td><td>果樹</td><td>10ha（" 10ha）</td></tr></table>						稲	50ha（中山間地域等 10ha）	露地野菜	10ha（中山間地域等 5ha）	麦	30ha（" 10ha）	施設野菜	5ha（" 3ha）	大豆	20ha（" 10ha）	果樹	10ha（" 10ha）
稲	50ha（中山間地域等 10ha）	露地野菜	10ha（中山間地域等 5ha）														
麦	30ha（" 10ha）	施設野菜	5ha（" 3ha）														
大豆	20ha（" 10ha）	果樹	10ha（" 10ha）														
実施期間	令和4年度～		担当	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ （内線4984、直通017-734-9474）													

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進 担い手の育成 機械・施設の整備	安全・安心な農産物生産／地域の活性化／中山間地域振興 加工・販売促進／グリーン・ツーリズム 労働力確保等／経営改善／法人化／女性活動支援 施設導入／機械購入
実施主体別	県／個人／任意団体	

事業名		農山漁村女性の活躍応援事業（国庫・新規） 【地域女性活躍推進交付金】		
アピールポイント		農山漁村女性の起業を積極的に支援するほか、若手農山女性の組織活動を推進する。		
事業の趣旨	女性の視点を生かした起業活動や、若手女性の学びの場となる組織活動への取組を支援することで、農山漁村を支える次世代の人財育成と女性の活躍促進を図る。	予算額(千円)		3,403
		内訳	国	366
			県	3,037
			その他	－
事業の内容等	1 女性起業の人財育成 （１）活動実態調査 女性起業の実態・課題を把握するため、起業活動実態調査を実施 （２）起業活動に対する事業経費の補助 新規参入、加工技術・経営力の向上、事業継承につながる活動に必要な経費を補助 《補助金上限額》１件当たり500千円以内 2 若手農山漁村女性の組織活動の推進 （１）若手農山漁村女性の育成と組織化に向けた取組支援 女性同士のつながりや地域との連携強化及び女性リーダー育成のための学習活動を実施 （各地域農林水産事務所１回） （２）組織活動のモデル実証 若手女性の定着や活躍促進につながる組織活動の実証を委託 《委託先》若手農山漁村女性組織	補助率	標準事業費	
		1/2以内	個人・一団体当たり 1,000千円 1組織当たり 200千円	
【採択要件】 事業実施主体 1（２）：県内で農林漁業に従事している女性、又はこれらの女性が中心となり組織する団体であること。 2（２）：構成員がおおむね50歳以下の女性農林漁業者が半数以上、かつ３名以上の組織。 【令和7年度実施計画等】 未定				
実施期間	令和7～10年度	担 当	農林水産政策課 農業改良普及グループ （内線4989、直通017－734－9473）	

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進 担い手の育成 機械・施設の整備	安全・安心な農産物生産 加工・販売促進 経営改善 施設導入 / 機械購入 / スマート農機
実施主体別	県 / 法人 / 個人 / 任意団体	

事業名		所得向上プログラム実践支援事業（県単・新規）		
アピールポイント		農業者自らが「所得向上チャレンジプラン」を企画・提案し、その取組の実現に向け、ソフト・ハード両面で支援する。		
事業の趣旨	農業者の所得向上のモデル事例を創出するため、農業者が自ら企画・提案する「所得向上チャレンジプラン」の実現に向けた取組を支援するほか、普及指導員の経営指導等により伴走支援を行う。 また、農業者全体の所得向上を目指し、モデル事例のノウハウを地域で共有・横展開することを促す。	予算額(千円)		165,000
		内訳	国	—
			県	165,000
			その他	—
事業の内容等	経営指導を受けた農業者自らが企画・提案した「所得向上チャレンジプラン」の取組を支援 (1) 事業の流れ 本事業は事業実施年度（令和7年度）に補助金（ソフト定額、ハード1／2以内）を交付するほか、目標年度（令和9年度）において、大きな成果を収めた場合、令和9年度にハード事業費の最大1／6を追加で加算する、成果に応じて補助率が変わる補助事業（成果連動型補助事業） (2) 補助対象 ①ソフト事業 所得向上に向けた新たな取組や既存の取組を拡充するために要する新技術等の導入、新商品の開発、販売促進活動、I C Tの導入等に係る経費 ②ハード事業 栽培用設備、かん水施設、加工用設備の導入・改修や農業用機械、加工用機械等の購入に取組に要する経費（ただし、1件の本体価格が50万円以上の機械・施設等に限る。） 《事業実施主体》 農業者、農業法人（農地所有適格法人、農事組合法人等）、任意組織（3戸以上の農業者が組織する団体で代表の定めがあり、かつ組織及び運営に関する規約があるもの。）	補助率	標準事業費	
		ソフト定額	補助限度額500千円	
		ハード1/2以内（ソフト必須）	補助限度額5,000千円 任意組織は10,000千円	
		成果連動型加算1/6以内	補助限度額1,666千円 任意組織は3,333千円	
		【採択要件】 ・公募要領を参照 ・令和7年5月から「所得向上チャレンジプラン」を公募予定 ・審査委員の審査に基づき支援対象を選定		
実施期間	令和7～10年度	担 当	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ（内線4984、直通017－734－9474） 農林水産政策課 農業改良普及グループ（内線4989、直通017－734－9473）	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等／調査等／安全・安心な農産物生産／中山間地域振興／環境保全
	担い手の育成	研修・訓練／労働力確保等／経営改善／その他（狩猟者の確保）
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	その他（侵入防止柵）
	機械・施設の整備	施設導入／機械購入
実施主体別		市町村／農協／農業委員会／土地改良区／法人／任意団体／地域協議会

事業名		鳥獣被害防止総合対策事業（国庫・継続） 【鳥獣被害防止総合対策交付金】		
アピールポイント		鳥獣による農林水産物への被害を防止するための取組をソフト・ハード面から総合的に支援する。		
事業の趣旨	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、地域協議会等が実施する鳥獣被害防止対策の取組等を総合的に支援する。	予算額(千円)		101,400
		内訳	国	101,400
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 ソフト対策 (1) 地域ぐるみの被害防止活動 ア 生息状況調査、捕獲機材の導入、捕獲・追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備等 イ 広域柵の再編整備計画策定支援 ウ サル・クマ・鳥類の各複合対策（捕獲や追払いなど複数の取組） エ 他地域の人材を活用した取組 オ ICT等新技術の活用（ICTを活用した捕獲や追払いなど複数の取組） カ 集落点検の促進 (2) 大規模緩衝帯の整備や一度に相当数を捕獲する誘導捕獲柵わなの整備 (3) ICT等新技術実証 (4) 農業者団体等民間団体による被害防止活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大、搬入促進支援） (6) 鳥獣被害対策実施隊の体制強化（実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援） (7) 捕獲サポート体制の構築 (8) ICT活用による情報管理の効率化 (9) 簡易的な集合理設設備の設置等支援 (10) 農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の緊急的な捕獲 2 ハード対策 (1) 侵入防止柵等の鳥獣被害防止施設の整備（既設柵の地際補強含む） (2) 捕獲鳥獣の処理加工施設（食肉利用等施設等）の整備 (3) 捕獲技術高度化施設（射撃場）の整備 《事業実施主体》 ①ソフト対策：地域協議会（市町村ほか関係機関で構成） ②ハード対策：地域協議会等（地域協議会又はその構成員）	補助率	標準事業費	
		ソフト対策 定額 1/2以内 （鳥獣被害対策実施隊が行う取組等は定額（限度額あり）） 		

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 市町村 / 農協 / 法人

事業名		6次産業化ネットワーク活動事業（国庫・継続） 【農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）】			
アピールポイント		農林漁業者等が取り組む商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設等の整備等を支援する。			
事業の趣旨	農林漁業者が食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な事業者が連携するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設等の整備等を支援する。	予算額(千円)		113,233	
		内訳	国	113,233	
			県	－	
			その他	－	
事業の内容等	1 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業 サポートセンター（相談窓口）の設置とアドバイザー派遣（各種相談対応） 《事業実施主体》県 2 地域資源活用・地域連携推進支援事業 （1）2次・3次産業と連携した加工・直売の取組 （2）新商品開発・販路開拓の取組 （3）直売所の売上げ向上に向けた多様な取組 （4）多様な地域資源を新分野で活用する取組 《事業実施主体》農林漁業者・団体、市町村等 3 地域資源活用価値創出整備事業 6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体等が実施する農林水産物等の加工・流通・販売や、総合化事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産、食品等の加工・販売の取組において必要となる施設等の整備を支援（融資残補助） 《事業実施主体》農林漁業者の組織する団体等 《補助金上限額》100,000千円 ※BtoB、HACCP認証等の要件を満たした場合は200,000千円	補助率	標準事業費		
		定額	－		
		1/2以内	上限額 500万円		
		3/10又は1/2 （中山間地ルネッサンス事業に係る地域別農業振興計画や、市町村戦略に基づく取組、障害者の雇用を行う場合）以内	－ 上限額 1億円※		
【採択要件】 1 実施主体を含む3戸以上の農林漁業者が構成員又は出資者として構築している取組であること。 2 本事業上記3の内容を実施する場合、扱う農林水産物を実施主体がおおむね50%以上生産を行う取組であること。 3 みどり認定によりポイント加算対象					
実施期間	平成26年度～	担 当	食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ （内線5016、直通017－734－9456）		

目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
	融資制度	融資
実施主体別		株式会社日本政策金融公庫

事業名		農業改良資金（国庫・継続）		
アピール		担い手の農業経営改善に向けたチャレンジを無利子で貸付けすることで支援する。		
事業の趣旨	農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合、あるいは農畜産物又はその加工品の新たな生産方式や販売方式を導入する場合などチャレンジするのに要する資金を無利子で貸付けする。	予算額（千円）		（公庫資金）
		内 訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 新たな農業部門の経営の開始などに必要な施設や機械の改良、造成、取得費、果樹・家畜の導入、その他初度的経費 2 貸付対象者 （1）農商工等連携促進法の認定を受けた農業者、中小企業者等 （2）農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等 （3）米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者、製造事業者等 （4）六次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者（中小企業者に限る。） （5）みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等 3 貸付利率 無利子 4 償還期間（据置期間） 12年以内（3年以内※特例5年） 5 貸付限度額 （1）個人 5,000万円 （2）法人 1億5,000万円	補助率		標準事業費
		—		—
実施期間	昭和31年度～	担 当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ （内線4794、直通017-734-9478）	

目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
	融資制度	利子補給
実施主体別		農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名		農業近代化資金（県単・継続）		
アピール		農地取得以外の幅広い資金需要に対応する長期で低利な資金を貸付けする。		
事業の趣旨	農業者等の経営の近代化に資すると認められる施設等の導入に対し資金を低利で貸付けする。	貸付枠(千円)		1,400,000
		内訳	国	—
			県	1,400,000
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 （1）農産物の生産、流通又は加工に必要な施設（農機具等を含む）の改良、造成又は取得（認定農業者は復旧も対象） （2）果樹その他永年性植物の植栽又は育成 （3）乳牛その他の家畜の購入又は育成 （4）事業費1,800万円を超えない規模の農地等の改良、造成（認定農業者は復旧も対象） （5）長期運転資金 （6）農村環境整備資金 （7）農村における給排水施設の改良造成又は取得等 2 貸付対象者 （1）認定農業者、認定新規就農者、要件に合致する農業者等 （2）農協、農協連合会等 3 貸付利率 1. 70% ※R7.3.19現在 4 償還期間（据置期間）（原則） （1）農業者等 15年以内（3年以内） （2）農協等 15年以内（3年以内） 5 貸付限度額 （1）個人 1,800万円 （2）法人 2億円 6 融資率 80%以内（認定農業者は100%以内）	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	昭和36年度～	担当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ （内線4794、直通017－734－9478）	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農 / 女性活動支援
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 地域協議会等 / 地域運営組織等

事業名		「あおもり型農村RMO」 育成事業（県単・継続）			
アピールポイント		農業者と地域住民が協力して、農村を守りながら地域を元気にする取組を推進する。			
事業の趣旨	持続可能で活力ある農山漁村をつくるため、農用地保全、地域資源活用、生活支援などを地域づくりに生かしながら、稼ぐ力のある「あおもり型農村RMO」の育成に向けた取組を推進する。	予算額(千円)		31,519	
		内訳	国	－	
			県	31,519	
			その他	－	
事業の内容等	1 市町村の農村RMO推進等マネジメント活動への支援 市町村でのマネジメント部会の開催や、課題解決に向けた地域提案型の取組を支援 2 農村RMOの形成に向けたモデル集落への支援 あおもり型農村RMOの要素（農用地保全、地域資源活用、生活支援、地域の経済活動、担い手育成、交流人口の創出）に係る新たな取組に対する補助 3 関係機関が一体となった農村RMOの育成支援（委託） （1）中間支援組織による伴走支援 （2）研修会の開催及び有識者によるサポート 《事業実施主体》 1 地域担い手協議会等 2 モデル集落で活動する地域運営組織、その構成員 3 県	補助率	標準事業費		
		1 ソフト 定額 2 ソフト 定額 ハード 1/2	1 補助限度額 1,000千円/ 地域 2 モデル集落 当たりの上 限額 1,500千円		
【採択要件】 1 及び 2 については、実施計画の審査に基づき支援対象を選定する。					
実施期間	令和6～8年度	担 当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017－734－9534)		

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農
	農地の利用集積 機械・施設の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 機械購入
実施主体別		その他（集落営農組織）

事業名		集落営農連携促進等事業（国庫・新規）		
アピールポイント		連携・合併による集落営農組織の活性化に向け、ソフト・ハード両面で支援する。		
事業の趣旨	集落営農を核とした連携・合併による広域展開での活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援する。	予算額(千円)		10,000
		内訳	国	10,000
			県	－
			その他	－
事業の内容等	1 ビジョンづくりへの支援 連携・合併による集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略の検討など、集落ビジョンの策定に向けた取組を支援（支援期間：最長3年） 2 具体的な取組の実行への支援 （1）取組の中核となる人材等を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費（賃金等）（最長3年） （2）収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費 （3）信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費 （4）効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費 （5）集落営農の取組を地域の関係機関がサポートする経費 《事業実施主体》 1 及び 2（1）～（4）：市町村、 2（5）：県、市町村	補助率	標準事業費	
		定額	補助限度額 1,000万円以内/集落営農組織	
		定額	100万円 上限/年	
		定額	25万円	
		1/2以内 定額		
【採択要件】 1 組織の定款又は規約を有すること。 2 地域計画の目標地図に位置付けられている、又は、位置付けが確実であること。 3 連携・合併による効率的な生産・販売体制等の確立に向けた取組を実施すること。 4 具体的な取組の実行への支援を受けるためには、ビジョンの作成が必須となること。 ※「みどり認定」を受けている場合は、採択ポイントが加算される。				
実施期間	令和4～8年度	担 当	構造政策課 農村活性化グループ （内線5063、直通017－734－9534）	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興
	担い手の育成	新規就農
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / 改修 / その他
	実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名		産地生産基盤パワーアップ事業[畑作野菜]（国庫・継続） 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】						
アピールポイント		畑作物・野菜等の農業機械等のリース導入等及び農業用ハウス等生産資材の導入、次代への継承に必要な農業用ハウス等の再整備・改修等を支援する。						
事業の趣旨	畑作・野菜等産地の収益力向上に向けた、販売額向上や生産コスト低減などの取組、新規就農者等への継承のためのハウス等の再整備・改修などの取組を支援する。	予算額(千円)		21,625				
		内訳	国	21,625				
			県	－				
			その他	－				
事業の内容等	1 収益性向上対策 （１）生産支援事業 リース方式等による農業機械等の導入 （施設園芸品目における省エネ機器の設置費も対象） 2 生産基盤強化対策 （１）農業用ハウス等の再整備・改修 等 3 成果目標 （１）収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上の増加 ・契約栽培割合10%以上の増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上の向上 等 ※施設園芸エネルギー転換枠 ・省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ・燃油使用料の15%以上の低減 （２）生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費					
		1/2以内	－					
【採択要件】 1 県が設定する基準を満たしていること。 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。 3 農業機械等の導入にあつては、本体価格が50万円以上に限る。 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。 等								
		<table><tr><td>麦 30ha（中山間地域等 10ha）</td><td>露地野菜 10ha（中山間地域等 5ha）</td></tr><tr><td>大豆 20ha（ ” 10ha）</td><td>施設野菜 5ha（ ” 3ha）</td></tr></table> ※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。			麦 30ha（中山間地域等 10ha）	露地野菜 10ha（中山間地域等 5ha）	大豆 20ha（ ” 10ha）	施設野菜 5ha（ ” 3ha）
麦 30ha（中山間地域等 10ha）	露地野菜 10ha（中山間地域等 5ha）							
大豆 20ha（ ” 10ha）	施設野菜 5ha（ ” 3ha）							
実施期間	平成28～令和8年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ （内線5077、直通017－734－9481）					

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	生産基盤の整備	その他（簡易な圃場改良：弾丸暗渠、心土破碎）
	機械・施設の整備	機械購入 / リース
実施主体別		農業者の組織する団体 等

事業名		畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業（国庫・継続）【そば関係】 【畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業】			
アピールポイント		湿害対策技術を新たに導入する取組や取組に必要な農業機械の導入、実需との複数年契約取引の拡大等を支援する。			
事業の趣旨	そばの安定生産体制の強化のため、そばの湿害対策技術の導入に向けた実証や湿害対策技術の新たな導入、必要な農業機械の導入等の取組を支援する。 そばの安定供給を図るため、実需との複数年契約取引の拡大等を支援する。	予算額(千円)		18,865	
		内訳	国	18,865	
			県	—	
			その他	—	
事業の内容等	1 安定生産技術の導入 （1）技術講習会・栽培実証 湿害対策等の安定生産技術の導入に向けた検討会の開催、実証ほの設置等に係る経費を支援する。 （2）湿害対策技術の導入（2,000円/10a） 新たに湿害対策を導入する取組に対して支援する。 《湿害対策の例》 ・小畦立て播種 ・弾丸暗渠 ・心土破碎 等 （3）湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入 湿害対策等の技術の導入に必要な農業機械等の導入、リース導入等について支援する。 （4）成果目標（いずれか1つ選択） ・10a当たり収量を都道府県の直近7中5平均以上 ・10a当たり収量を直近7中5平均と比較して2%以上増加（直近7中5平均収量が都道府県の同収量を超える地区） 2 複数年契約取引（1,000円/10a） （1）事業内容 複数年の契約取引を拡大し、実需者等と結びついた供給体制を強化する取組を支援する。 （2）成果目標（いずれか1つ選択） ・そばの複数年契約取引先を1者以上増加 ・そばの出荷量のうち、複数年契約取引数量の割合を2ポイント以上増加	補助率	標準事業費		
		定額	(1) 上限額 300万円		
		1/2以内	上限額 1,000万円/台		
				定額	
【採択要件】 1 事業内容1と2は、支援内容が重複する申請はできない 2 湿害対策等の技術は、新たに導入する取組・面積が対象となる 3 複数年契約取引の契約は播種前に締結もしくは、播種前に実需者と情報交換を実施の上で収穫前までに締結すること。					
実施期間	令和7年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)		

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	生産基盤の整備	暗渠排水
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 法人 / その他（地域農業再生協議会）	

事業名	畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業（国庫・継続）【種ばれいしょ、ばれいしょ関係】			
アピールポイント	ばれいしょの生産拡大のため、種ばれいしょの新産地形成やばれいしょの病害抵抗性品種の導入等や省力技術確立等を支援する。			
事業の趣旨	畑作産地において、病虫害の発生、需要の変化、労働力不足等に対応するため、種ばれいしょの供給力の強化、労働負担軽減のためのばれいしょの病虫害抵抗性品種導入及び種ばれいしょ生産の省力化、種ばれいしょの廃棄・転用率の低減及び作業負担の軽減するための技術の実証等を支援する。	予算額(千円)		18,865
		内訳	国	18,865
			県	
			その他	
事業の内容等	1 ばれいしょの病虫害抵抗性品種普及拡大(種ばれいしょ除く)(3,000円/10a) (1) 事業内容 事業実施年度に収穫される当該病虫害抵抗性品種の作付面積のうち前年度からの増加分に対し支援 (2) 成果目標（以下から1つ設定） ア 事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積がばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加又は100.0%とする イ 事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加 2 種ばれいしょ生産の省力技術確立事業（10/10以内） (1) 事業内容 本事業は、種ばれいしょ生産の省力化、種ばれいしょの廃棄・転用率の低減及び作業負担の軽減につながる技術の実証等に必要な経費を支援 (2) 成果目標（以下から1つ設定） ア 実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1カ所以上に導入 イ 種ばれいしょ生産の10a当たりの労働時間を3.0%以上削減 《事業実施主体》 農業者の組織する団体、コンソーシアム（実需者及び農業者を必須の構成員とする） 等	補助率	標準事業費	
		定額、1/2以内等	上限額が定められているもの有	
【採択要件】 1 ばれいしょの病虫害抵抗性品種普及拡大 直物貿易法（昭和25年法律第151号）第13条第1項により指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であること。 2 省力作業機械の導入 (1) 受益農業従事者が5名以上であること (2) 導入する農業機械等の能力・規模が、受益面積等からみて適正であること				
実施期間	令和7年度	担 当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5079、直通017－734－9481)	

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / スマート農業 施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / その他（改良）
実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / その他農業者が組織する団体	

事業名		産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕（国庫・継続） 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】			
アピールポイント		稲作の収益力向上や次代への継承に必要な農業機械等のリース導入等を支援する。			
事業の趣旨	稲作産地の収益力強化に向けた、販売額の向上や生産コストの低減などの取組に必要な農業機械のリース導入等や、生産基盤の次代への継承を目的とした農業機械等の再整備・改良などの取組を支援する。		予算額(千円)		9,985
			内訳	国	9,985
				県	－
				その他	－
事業の内容等	1 収益性向上対策 （１）生産支援事業 収益力向上に必要な農業機械等のリース方式等による導入 2 生産基盤強化対策 （１）後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした、農業機械等の再整備・改良 等 3 成果目標 （１）収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上増加 ・契約栽培割合10%以上増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上向上 等 （２）生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等		補助率	標準事業費	
			1/2以内	－	
【採択要件】 1 県が設定する基準を満たしていること。 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。 3 農業機械等の導入にあつては、本体価格が50万円以上に限る。 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。等					
		稲 50ha（中山間地域等 10ha） 麦 30ha（中山間地域等 10ha） 大豆 20ha（ ” 10ha）		露地野菜 10ha（中山間地域等 5ha） 施設野菜 5ha（ ” 3ha）	
※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。					
実施期間	平成28～令和7年度	担 当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ （内線5074、直通017－734－9480）		

目的	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産
	担い手の育成	新規就農
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		市町村 / 農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名		野菜等産地力強化支援事業（県単・継続）		
アピールポイント		農業所得の向上と野菜・花き産地の競争力強化を図るため、省力化に必要な機械の導入や施設の整備、高温対策に係る資材・機材などに対して助成する。		
事業の趣旨	野菜・花き産地における農業所得の向上と産地力強化を図るため、労働時間の削減等につながる省力機械・設備の導入や耐雪型ハウスの導入に係る資材費を支援する。 また、高温対策資材や機材等の導入に係る経費を支援する。	予算額(千円)		20,000
		内訳	国	－
			県	20,000
			その他	－
事業の内容等	1 事業内容 (1) 省力化型 作業労働時間短縮のための植付機、収穫機、管理機、パイプハウス自動開閉装置、かん水装置等 (2) 施設園芸型 耐雪型パイプハウスの導入（税抜、資材費のみ） (3) 高温対策型 品質向上や出荷量の増加に向けた遮光資材、機能性フィルム、循環扇、LEDランプ等（令和7年度新設） 《事業実施主体》 市町村、農業協同組合、営農集団、農業法人、認定農業者、認定新規就農者等	補助率	標準事業費	
		(1), (2) 1/4以内 (3) 1/3以内	－ ※上限事業費あり	
【採択要件】 1 補助対象品目は、指定野菜、特定野菜、加工・業務用野菜、花き、冬の農業の推進品目とする。 2 省力化型の場合 (1) 作業時間を10パーセント以上短縮させる機械・設備であり、地区における作付面積が、露地栽培はおおむね3ヘクタール、施設栽培はおおむね1ヘクタール以上の産地であること (2) 集約的品目の場合は3年以内に上記の規模に拡大することが見込まれること 3 施設園芸型の場合 (1) 毎年、園芸施設共済事業、損害保険事業等へ加入すること (2) 新たに施設栽培に取り組む場合は、その栽培面積が3アール以上であること (3) 栽培面積が増加すること (4) 既に施設栽培に取り組んでいる場合は、事業実施主体が、産地化と規模拡大に取り組む計画を有する3経営体以上の集団（営農集団）であって、当該集団の施設栽培面積の計が30アール以上であること。ただし、省力化型と同時に施設を導入する場合は、1経営体でも可能とするが、導入後の施設栽培の取組面積が20アール以上であること 4 高温対策型の場合 (1) 生産性が向上するものであること (2) 野菜の場合は出荷量を5パーセント以上、花きの場合は出荷本数を5パーセント以上増加または秀品率を5ポイント以上増加させること				
実施期間	令和6～8年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ （内線5078、直通017－734－9481）	

目的別	地域を変えるための切り口	その他（麦・大豆の生産性向上）
	生産基盤の整備	その他（簡易な圃場改良、新たな営農技術の導入）
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / その他（改良）
実施主体別		市町村 / 任意団体 / 地域農業再生協議会

事業名		麦・大豆生産技術向上事業（国庫・継続） 【麦・大豆生産技術向上事業等】			
アピールポイント		麦・大豆の団地化の推進、生産性向上に向けた新たな営農技術の導入、生産拡大に必要な農業機械等の導入等ができる。			
事業の趣旨	麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進するため、国産麦・大豆の団地化の推進や新たな営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援する。	予算額(千円)		64,100	
		内訳	国	64,100	
			県	—	
			その他	—	
事業の内容等	1 生産性向上の推進（必須） 事業実施主体が実施する団地化等を推進する際に必要な経費について、実際に要した費用を上限額の範囲内で支援する。 《事業実施主体》農業者の組織する団体、地域農業再生協議会 2 新たな営農技術の導入 各地域における麦・大豆生産に係る課題解決に向け、新たな営農技術を導入する取組に対して支援する。 《事業実施主体》1に同じ 3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等 麦・大豆の生産拡大や成果目標の達成に必要な機械・施設の導入、リース導入、改良について支援する。 ※上限額：機械等ごとに50万円以上5,000万円未満。ただし、ほ場で利用する農業機械の導入に限り、事業費は機械ごとに50万円以上1億円未満とする。 《事業実施主体》農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、市町村ほか 4 市町村による生産性向上の取組 本事業を実施するために必要な会議・研修会の開催、実需者との意見交換会等に係る経費について支援する。 《事業実施主体》市町村	補助率	標準事業費		
		定額	1の上限額 50ha未満 100万円 ～150ha未満 200万円 150ha以上 300万円		
		定額	2の上限額 1万円/10a ただし大豆極多収品種 種子生産は 2万円/10a		
		1/2以内	4の上限額 2の事業費の10%以内		
		1/2以内			
【採択要件】 1 産地と実需が連携した麦・大豆国産化プランが策定されていること。 2 生産拡大・生産性向上につながる成果目標を定めていること。 3 「生産性向上の推進」に必ず取り組むこと。 4 事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結びつく内容であること。					
実施期間	令和5～7年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)		

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 環境保全 / スマート農業
	担い手の育成	新規就農 / 経営改善
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機
	融資制度	融資
実施主体別		法人 / 個人 / 任意団体

事業名		みどり認定制度（県単・継続） 【みどりの食料システム法による環境負荷低減活動事業実施計画の認定制度】			
アピールポイント		環境負荷低減に取り組む農林漁業者の５年間の事業計画を知事が認定することにより、自らの取組をPRできるほか、税制等の優遇措置が受けられる。			
事業の趣旨	みどりの食料システム法に規定する環境負荷低減事業活動実施計画について、「青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」及び「青森県環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領」に基づき県（各農林水産事務所長）が認定し、各種支援措置を受けることができる。	予算額(千円)		－	
		内訳	国	－	
			県	－	
			その他	－	
事業の内容等	1 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容 （１）土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動 （２）温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動 （３）別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動 【具体的な取組例】 ①水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減 ②環境負荷低減型飼料の給与 ③養殖業における給餌管理による残餌の流出抑制 ④バイオ炭の農地施用 ⑤生分解性マルチの利用 ⑥プラスチック被覆肥料の代替技術の導入 2 認定のメリット （１）設備投資の際の所得税・法人税の優遇 （２）国庫補助金の採択審査でのポイント加算等の優遇 （３）日本政策金融公庫の農業改良資金等の活用 《申請主体》 個人、法人、同じ品目で同一の取組を行う団体（グループ申請）	補助率	標準事業費		
		－	－		
【採択要件】 1 土壌診断結果を添付すること。					
実施期間	令和５年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ （内線5085、直通017－734－9353）		

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 施設導入 / 機械購入 / リース
実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / 任意団体	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）〔果樹〕（国庫・継続）			
アピールポイント	果樹の共同利用施設及び農業機械等が導入できる。			
事業の趣旨	農業の国際力強化を目的に、地域一体となって生産・出荷コストの低減、販売額の向上などに計画的に取り組む産地に対し、必要な農業機械の導入及びリース導入や集出荷施設の整備等を総合的に支援する。	予算額(千円)		0
		内訳	国	0
			県	－
			その他	－
事業の内容等	1 生産支援事業 農業機械等の導入やリース導入、生産資材の導入等 2 整備事業 集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者等	補助率	標準事業費	
		1/2	－	
【採択要件】 1 県が設定する基準を満たしていること。 2 整備事業に当っては、施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（費用対効果において投資効率が1以上となること）。また、施設の規模に即した稼働期間と処理量等を確保することが確実と見込まれること。 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。 4 事業実施地区の作付面積がおおむね50ha以上（中山間地域等は10ha以上）であること。 等 【令和7年度実施予定】 なし				
実施期間	令和2年度～	担 当	【生産支援事業】 りんご果樹課 生産振興グループ （内線5149、直通017－734－9492） 【整備事業】 農林水産政策課 農業所得向上支援グループ （内線3232、直通017－734－9474）	

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	その他（苗木・支柱・樹棚・雨よけハウス） 施設導入 / 機械購入
実施主体別	農協 / 個人 / 任意団体	

事業名		特産果樹産地育成・ブランド確立事業（県単・継続）			
アピールポイント		特産果樹の産地基盤の整備、生産高度化施設、集出荷機械等の整備ができる。			
事業の趣旨	特産果樹の生産振興を図るため、優良品種の導入、生産性向上施設及び品質向上施設の整備による高品質果実生産を支援するのに要する経費を補助し、産地の生産体制の強化を図る。		予算額(千円)		6,205
			内訳	国	－
				県	6,205
				その他	－
事業の内容等	1 特産果樹導入型（新植に限る） （1）生産基盤の整備 苗木、支柱、樹棚の購入 2 特産果樹生産性向上型 （1）生産高度化施設の整備 雨よけハウス （2）集出荷機械施設の整備 簡易選果機 3 特産果樹品質向上型 （1）品質向上施設の整備 ア 低コスト簡易型ハウス イ 被覆資材巻上機（おうとう雨よけハウスへの後付けに限る） ウ 循環扇 《事業実施主体》 農業協同組合、営農集団、認定農業者、認定新規就農者等		補助率	標準事業費	
			1/4	－	
			1/3		
			1/3		
【採択要件】 1 受益戸数：営農集団の場合は3戸以上であること。 2 受益面積：生産基盤の整備は1戸当たり10a以上であること。 生産高度化施設の整備は1戸当たり10a以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 集出荷機械の整備は1台当たり1ha以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 品質向上施設の整備は1戸当たり10a以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 【令和7年度実施計画等】 弘前市、平川市、つがる市、八戸市、鶴田町					
実施期間	令和3～7年度		担 当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5149、直通017-734-9492)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化
	担い手の育成	経営改善 / その他（IT化）
	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 規模拡大・集団化
	生産基盤の整備	その他（飼料基盤整備）
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		その他（公益社団法人あおもり農業支援センター）

事業名		草地畜産基盤整備事業（国庫・継続） 【農山漁村地域整備交付金】				
アピールポイント		飼料基盤に立脚した酪農、肉用牛経営に係る担い手の育成を図るため、草地の造成整備や畜舎等の施設整備を支援する。				
事業の趣旨	畜産物の安定生産を図るため、担い手への土地利用集積の推進による規模拡大や地域内の土地資源を飼料基盤として活用することにより、畜産主産地の形成と地域経済の活性化に資する。			予算額（千円）		183,597
				内訳	国	135,000
					県	48,597
					その他	—
事業の内容等	1 事業内容 事業参加者から委託を受けて行う牧場施設の建設整備 (1) 基本施設整備 草地造成改良、草地整備改良、給水施設整備等 (2) 農業用施設整備 隔障物整備、家畜保護施設整備、飼料調製貯蔵施設整備、家畜排せつ物処理施設整備等 (3) 農機具等導入 《事業実施主体》 公益社団法人あおもり農業支援センター			補助率	標準事業費	
				(1)、(2) 国 50% 県 15% (3) 国 50% 県 7.5%	—	
【採択要件】 1 草地整備型（公共牧場整備事業） (1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。 (2) 公共牧場の既存草地面積が 100ha（中山間地域は 50ha）以上であること。 (3) 公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して 5 年以上経過していること。 (4) 事業完了後の受益面積が 60ha（中山間地域は 30ha）以上であること。 2 畜産担い手総合整備型（再編整備事業） (1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。 (2) 事業参加者が 10 人（中山間地域については 5 人）以上であること。 (3) 家畜飼養頭数（豚換算）が 2,000 頭（中山間地域は 1,000 頭）以上であること。 (4) 担い手に係る畜産物生産が 2 分の 1 以上であること。 (5) 受益草地等の面積が 30ha（中山間地域は 15ha）以上であること。 【令和 7 年度実施計画等】 むつ・東通地区（むつ市・東通村）、八森地区（六ヶ所村）						
実施期間	昭和 59～令和 9 年度	担 当	畜産課 飼料環境グループ (内線 4823、直通 017-734-9497)			

目的別	6次産業化の推進 機械・施設の整備	加工・販売促進 施設の新築・増築 又は改修／機械購入／
実施主体別	法人・地方公共団体	

事業名		食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業（国庫・継続） 【農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業】			
アピールポイント		食品製造事業者等が、農林水産物・食品を輸出するにあたって、輸出先国の規制に対応した施設・機器の整備及び体制整備に必要な経費を支援する。			
事業の趣旨	農林水産物・食品の輸出にあたっては、輸出先国が食品衛生、動植物検疫など様々な観点から輸入規制や条件を設定しているため、輸出先国の規制（食品衛生、添加物、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての基準・条件等、ISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機JAS、ハラール・コーシャ等の認証取得）に対応した施設及び体制の整備が必要である。		予算額(千円)		700,000
			内 訳	国	700,000
				県	－
				その他	－
事業の内容等	1 施設等整備事業 加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設・増築（掛かり増し経費）、改修及び機器の整備 2 効果促進事業 施設整備事業と一体的に行い、その効果を一層高めるために必要なコンサルティング等の実施（施設等整備事業費の20％以内） 《事業実施主体》 食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等		補助率	標準事業費	
			1/2以内	補助金の 上限額 5億円 下限額 250万円	

【採択要件】 1 GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していること。 2 輸出先となるターゲット国が決定しており、輸出しようとする品目について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること。 3 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること。（直近3年の経常損益が3年連続赤字であり、又は、直近の決算において債務超過となっている事業者でないこと。） 4 輸出促進法に基づく輸出事業計画を作成し、大臣に提出し、その認定を受けている又は認定を確実に受ける見込みであると認められること等。					
実施期間	令和元年度～		担 当	食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ (内線5016、直通017－734－9456)	

目的別	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース
	融資制度	融資
実施主体別		市町村 / 株式会社日本政策金融公庫

事業名		農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（国庫・継続）		
アピールポイント		認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な長期で低利な資金を貸付けする。		
事業の趣旨	認定農業者が農業経営改善計画を達成し、効率的・安定的な経営体となるために必要な施設、機械、農地等の取得費用を低利で長期に貸付けする。	予算額(千円)		(公庫資金)
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 （1）農地等の取得 （2）農業用施設、機械等の取得 等 2 貸付対象者 認定農業者 3 貸付利率 1.15％～1.70％ ※R7.3.19現在 4 償還期間 25年以内（うち据置10年以内） 5 貸付限度額 （1）個人 3億円（特認 6億円） （2）法人 10億円（特認30億円） 6 融資率 100％	補助率	標準事業費	
		利子分 に対し 国 10/10 （無利子化措置の対象となった場合）	—	
【採択要件】 認定農業者で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。 【令和7年度金利負担軽減措置】 令和7年度に認定農業者が新たに借り入れるものについて、目標地図に位置付けられた者、人・農地プランに位置付けられた者及び農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者は、貸付当初から5年間に限り無利子となる。（ただし、安定化長期資金、補助残融資資金除く）				
実施期間	平成6年度～	担 当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ (内線4794、直通017-734-9478)	

目的別	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
	融資制度	融資
実施主体別		農協 / 株式会社日本政策金融公庫

事業名		経営体育成強化資金（国庫・継続）		
アピールポイント		認定農業者以外の担い手が利用する経営改善のための前向き資金と負債の償還負担を軽減するために必要な長期資金を低利で貸付けする。		
事業の趣旨	認定農業者以外の担い手が、効率的・安定的な経営体となるために必要な施設、機械等の取得費用を貸付けする前向き投資資金と償還負担を軽減するための資金を低利で貸付けする。	予算額(千円)		(公庫資金)
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 （１）農地等の取得 （２）農業用施設、機械等の取得 （３）農産物加工処理・流通販売施設 （４）負債整理 2 貸付対象者 認定農業者以外の担い手 3 貸付利率 1． 70％ ※R7.3.19現在 4 償還期間（据置期間） 25年以内（3年以内） 5 貸付限度額 （１）個人 1億5,000万円 （２）法人 5億円 6 融資率 80％	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 認定農業者以外の担い手で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。				
実施期間	平成13年度～	担当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ （内線4794、直通017－734－9478）	

目的別	生産基盤の整備 機械・施設の整備	ほ場整備／暗渠排水 施設導入／機械購入／スマート農機
実施主体別	県／市町村	

事業名		農地利用効率化等支援交付金（国庫・継続）		
アピールポイント		地域計画のうち目標地図に位置付けられた者による農業用機械等の導入等を支援する。		
事業の趣旨	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入等を支援する。	予算額(千円)		99,587
		内訳	国	99,446
			県	141
			その他	－
事業の内容等	1 助成対象者 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む。） 2 内容 （１）融資主体支援タイプ 融資を活用して農業用機械・施設等を導入等する際に、融資額を除いた自己負担部分への助成 （２）地域農業構造転換支援タイプ 将来像が明確化された地域計画の早期実現のため、農地引受力の向上等を目的に農業機械等を導入する場合に助成 《事業実施主体》 県、市町村 3 市町村附帯事務費 市町村の補助金等に要する事務経費を補助	補助率	標準事業費	
		融資主体 3/10以内等	上限 300万円 （経営面積の拡大(水田作で20ha以上等)等を目指す者は上限600万円）	
		地域農業構造転換購入 3/10以内 リース 3/7以内	地域農業構造転換支援タイプ 1,500万円	
		1/2以内		
【採択要件】 1 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。 2 事業の対象となる機械等は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下であること。 ※2（1）で「みどり認定」で受けている者に対し、優先枠を設けている。				
実施期間	令和4年度～	担 当	構造政策課 農村活性化グループ （内線5062、直通017－734－9534）	

目 的 別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / 改修		
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 法人 / 個人 / 任意団体 / 公社			
事業名	園芸産地における事業継続強化対策事業（国庫・継続） 【園芸産地における事業継続強化対策】			
アピール ポイント	自然災害発生に備え災害に強い産地を形成するため、事業継続計画（BCP）の作成や農業用ハウスの補強等を支援する。			
事業 の 趣 旨	園芸産地における非常時の対応能力向上に向け、複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定や、事業継続計画の実践に必要な取組を支援する。	予算額(千円)		2,512
		内 訳	国	2,512
			県	—
			その他	—
事業 の 内 容 等	1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備（定額） ・事業継続計画の策定に係る検討会の開催や、非常時の協力体制の構築に係る取組等 2 園芸産地における事業継続計画の実践 （1）自力施工等の技能習得、災害復旧の実証（定額） ・自力施工技術の研修会の開催、自力施工の技術を活用したハウスの復旧実証の取組等 （2）既存ハウスの補強等の被害防止対策（1/2以内） ・既存ハウスの保守管理及び補強、防風ネットの設置、換気扇や融雪装置の設置、非常用電源の導入等の取組 《事業実施主体》 県、市町村、公社、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、特認団体等	補助率	標準事業費	
		定額		
		定額		
		1/2以内		
【採択要件】 1 県の園芸産地における事業継続推進計画に位置づけられていること。 2 県以外が取組主体となる場合は、2戸以上の農業者から構成されていること。 3 2のメニューの場合、以下を満たすこと。 （1）1の取組を実施すること。 （2）2の（2）の取組を行う場合は、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に加入すること。 （3）2の（2）の取組を行う場合は、収入保険に加入すること。 （4）2の（2）の取組を行う場合は、個々の経営体でも事業継続計画を策定すること。				
実施期間	令和3～7年度	担 当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5078、直通017-734-9481)	